

# ビッグデータを 活用していますか？

「サービス開発」の活用支援サービス

EY税理士法人



## はじめに

第4次産業革命とも呼ぶべきIoT、ビッグデータ、ロボット、人工知能(AI)等による技術革新は従来にないスピードで進行し、経済界や産業界、そして消費者の行動に変化をもたらしています。このような状況下において日本企業が競争力を維持・強化するためには、各企業がこの技術革新を的確に捉えて付加価値の高い財・サービスを生み出すことが重要です。

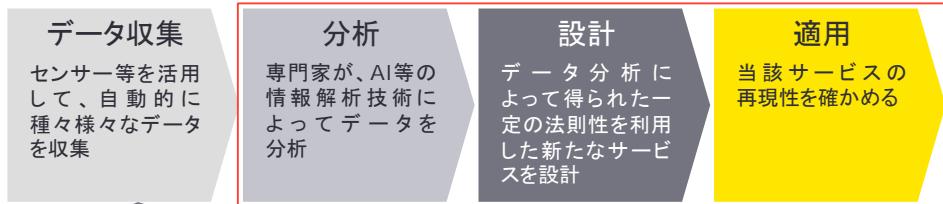
そのための税制面の支援として、平成29年度税制改正において研究開発税制の範囲が拡充され、これまでの「モノ作り」中心の研究開発に加えて、ビッグデータ等を活用した第4次産業革命型の「サービス開発」が新たに追加されました。

EYでは、「サービス開発」を活用するためのサービスを提供します。

## サービス開発とは

「試験研究費の税額控除」の対象となる「サービス開発」とは、ビッグデータや人工知能(AI)、IoT等を活用した「第4次産業革命型」のサービス開発とされています。

具体的には、以下のような研究開発の手法に基づく「サービス開発」が対象となります。なお、令和5年度税制改正において、既存のビッグデータを活用する場合も対象とする見直しが行われています。



旧制度:「サービス開発」のために新たに取得・収集したデータの分析 → 目的問わず取得・収集されたデータ(既存データ含む)の分析

## 【具体例】

サービス開発の具体例として、次のものが経済産業省、国税庁から公表されています。

自然災害予測 サービス	ヘルスケア サービス	農業支援 サービス	観光 サービス	金融 サービス
ドローンにより山地の地形や土砂、降雪状況等を収集・分析して的確な自然災害予測を提供	ウェアラブルデバイスにより個人の健康状態を細かく収集・分析して健康維持サポート情報を配信	センサーにより農地の温度や湿度等を細かく収集・分析して効果的な農作業情報を配信	ドローンや人工衛星により自然界や生態系情報を細かく収集・分析して観光情報(オーロラやクジラが見られる等)を配信	マーケット情報、取引情報、顧客情報などを分析しAIやアルゴリズムを用いてロボアドバイザーによる投資運用サービスや信用スコアリングサービスを提供

## 試験研究費に係る税額控除額の拡大可能性

研究開発税制は、「モノ作り中心」という先入観にとらわれていませんか?	<ul style="list-style-type: none"><li>ビッグデータやAI等を活用した取組みがある場合、「サービス開発」に該当する可能性があります</li><li>これまでの先入観にとらわれず「サービス開発」にあたる研究開発活動がないか見直してみることが必要です</li></ul>
「サービス開発」以外の視点からも確認を行っていますか?	<ul style="list-style-type: none"><li>本取組みが、結果的に「サービス開発」に該当しないものであったとしても、そこに「技術の改良や考案、発明」という要素があれば、従前の研究開発税制における試験研究費に該当する場合があります</li><li>「サービス開発」以外の視点からの見直しも有用です</li></ul>
「サービス開発」は、サービス業のみが対象と考えていませんか?	<ul style="list-style-type: none"><li>近年のIoT化により、製造業とサービス業の境界は薄れつつあります。製造業においても、ビッグデータ等を活用して、製品と連動したサービス開発の取組みがある場合には、本制度の適用可能性があります</li></ul>

## サポート概要

EYでは、令和5年度税制改正に伴う研究開発税制の拡充を機に、適用関係の見直しを予定している企業をサポートします。

各フェーズにおけるサポート概要	現状分析フェーズ	体制整備フェーズ	コンプライアンスフェーズ
	<ul style="list-style-type: none"><li>貴社の研究開発活動の概要の調査</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>税務ポリシーの策定</li><li>集計プロセスの構築</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>決算及び確定申告書の作成又はレビュー</li></ul>
ポイント	<ul style="list-style-type: none"><li>現状分析により、研究開発税制の適用に向けた論点整理ができます</li><li>これまで研究開発税制の適用を受けていない研究開発活動の掘り起こしが期待できます</li><li>貴社の研究開発活動が「サービス開発」に該当する場合には、対象範囲の拡大が期待できます</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>試験研究費の範囲や損金算入時期に関する税務ポリシーを定めることで税務調査時のリスク低減が期待できます</li><li>税務ポリシーに即した集計プロセスの構築(集計に用いるワークシート等の整備)により、効率的な集計作業が可能になります</li><li>税額控除の対象となる試験研究費であることを疎明するための資料整備が可能となります</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>税額控除の対象とした試験研究費の額及び税額控除額の計算結果の妥当性を確認します</li><li>管理体制及び保存されている疎明資料を確認します</li></ul>

## Contact

本サービスに関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド  
コミュニケーション部

tax.knowledge@jp.ey.com

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーソナリティ(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュラランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体

が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくはey.com/ja\_jp/people/ey-taxをご覧ください。

©2024 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.  
ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被つたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。また、著作権に関して記事、写真、表、図面、グラフなど、本書で提供されるあらゆる形のコンテンツの一部または全部を著作権法第30条に規定する私的使用以外の目的で複製することはできません。

ey.com/ja\_jp